

掲載日：2024年4月24日

②-2 専門医資格喪失者の機構専門医新規申請について

【申請対象者】

以下のいずれかの方が該当いたします。

- ・学会専門医を機構専門医更新申請の手続きを行わずに喪失した方
- ・学会専門医から機構専門医の移行更新申請で不合格となり、
学会専門医資格喪失後5年～10年以内の方（※）
- ・機構専門医資格喪失後5年～10年以内の方（※）

（※）資格喪失後10年を超えた場合は、通常の機構専門医新規申請要件での申請となります。（機構認定研修プログラムの修了が必要）

【申請期間】

WEB申請期間：5月1日～6月20日 締切

書類提出期限：6月30日 厳守（当日消印有効）

※2024年度は認定病院年次報告の申請スケジュールに伴い、以下の申請期間となります。

WEB申請期間：5月9日（木）～6月20日（木） 締切

書類提出期限：6月30日（日） 厳守（当日消印有効）

【申請の流れ】

I. 事前準備

申請要件の確認・申請書類の作成

下記リンク先をご確認の上、準備を行ってください。

[②-2 専門医資格喪失者 機構専門医新規申請に関する案内\(PDF\)](#)

※麻酔科領域講習必須20単位について

上記リンク先の申請要件にあります通り、機構認定研修プログラム修了者以外の方は、研修プログラムの修了が不要である代わりに、麻酔科領域講習20単位を取得することが必須となっております。

単位が不足している場合は申請を行う事はできませんので、必要要件を満たし次第、ご申請をお願いいたします。

上記の必要単位要件が不足しており2024年度に申請ができなかった方への措置として、2025年度に申請をされる方のみ、合格科目の有効期間を4年間有効から5年間有効とする救済措置を行います。

申請の流れ・書類の作成方法については以下の申請マニュアルをご確認ください。

申請マニュアル

Ⅱ. Web 申請 <<毎年 6 月 20 日(23:59 迄)締切>>

申請期間

Web 申請の締切は書類提出(当日消印有効)の 10 日前となる 6 月 20 日(23:59 分迄)です。

申請時の確認事項

マイページログイン後、プロフィール情報(氏名・勤務先・メールアドレス)に変更がないかを確認してください。その後、マイページの「認定申請」から申請してください。

※各種申請書類と登録氏名が異なる場合、変更されたことが確認できる証明書類の添付が必須です。

※申請に関する連絡や合否通知を含む重要な連絡は登録メールアドレス宛に配信します。必ず受信可能なメールアドレスを登録してください。

【注意】メールアドレス登録誤り、指定期日までに対応・連絡がない場合は確認の有無を問わず不備申請として審査が進み、不合格となります。

【審査料】

書類申請 審査料:10,000 円(税別)

受験申請 審査料:受験科目に関わらず、30,000 円(税別)

※書類申請と受験申請は同時申込となります。

※試験は書類審査に合格した方のみ受験可能です。

Ⅲ. 書類送付 <<毎年 6 月 30 日(当日消印有効)締切>>

【必要書類】

②-2 専門医資格喪失者 機構専門医新規申請に関する案内(PDF)

をご確認ください。

【書類送付】

書類送付締切日までに下記「提出・問い合わせ先」に郵送してください。

申請書類は全てコピーを提出し、原本は手元に保管してください。

原本を提出されても返却はいたしかねますので、予めご了承ください。

【書類到着の確認について】

申請書類が弊会へ到着後、登録アドレスに書類受領メールが届きます。又、Web マイページの認定資格申請状況照会の申請ステータスは、書類到着後には書類確認中となります。書類配送状況は、ご利用の配送会社へご確認をお願い致します。

申請書類に不備があった際は、登録のメールアドレス宛にご連絡致します。メールの指示に従い、期日までに回答・再提出を行ってください。特別の理由もなく期日までに回答が無い場合、申請は無効となります。

※不備がない申請者にはご連絡いたしません。書類審査結果をお待ちください。

IV. 登録料

登録料の支払い

登録料: 10,000 円(税別)

※全ての審査に合格されましたら、合格通知後 2 週間以内に会員マイページよりお支払いください。期日までに納付が確認できなかった場合、合格は取り消しとなります。

合格科目の有効期間について

受験審査においていずれかの科目においても初回合格科目受験年度の翌年度より最大 4 年間で、全ての科目に合格しなかったとき、または書類審査に合格しなかったときは、すでに合格している科目の合格は取り消しとなります。

(※2023 年度以前の学会専門医再認定申請において、一部合格科目がある場合、合格科目の有効期間は引継ぎ可能です。)

書類審査の合格は当年限り有効です。翌年度の審査に合格は持ち越されません。

認定証の受理

本学会で事前審査後、機構による審査がございます。審査の結果合格し、上記登録手続きを行われた認定者は、機構より認定証が発送されます。

【不合格例】

1. 申請書類不足(証明書類の添付漏れ、所定の証明書以外を添付等)

WEB 申請のみで郵送書類未提出(宛先の誤り含む)あるいは、提出書類不足は不合格となります。

申請書類に疑義が生じた場合は、会員情報に登録しているメールアドレス宛に連絡をすることがございます。メールアドレス登録の誤りを含め、指定期日までに対応・連絡がない場合は審査会からの連絡の確認有無を問わず不備申請として審査が進み、不合格となります。

2. 従事期間・症例数不足

必要な従事期間、症例数が不足していると判断された場合

3.単位不足

審査会が確認した結果、申請単位合計が所定の単位に満たない場合。

4.臨床実績不備

正しい症例数で報告がされていないと審査会が判断・確認した場合。

5.試験不合格

筆記試験・口頭試験・実技試験のいずれかが不合格となった場合。

6.登録料未入金

合格通知後、期日までに登録料の支払いが確認できなかった場合。

【提出・問い合わせ先】

〒650-0047

兵庫県神戸市中央区港島南町 1 丁目 5 番 2 号

神戸キメックセンタービル 3 階

公益社団法人 日本麻酔科学会 機構専門医新規担当宛